

**令和8年度（2026年度）
広島市会計年度任用職員（認定調査員（障害福祉サービス業務））募集案内
【令和8年8月採用】**

令和8年（2026年）5月1日
広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課

試験日	令和8年6月15日（月）
受付期間	令和8年5月1日（金）～令和8年6月8日（月）（必着）

1 採用予定数等

採用予定数	勤務場所	職務概要
5名程度	各区役所厚生部 福祉課	障害支援区分認定業務（主治医意見書、認定調査票の受付・内容確認、認定調査の実施など）に従事します。

- ※ 外勤業務（自動車（高速道路を使用することがあります。）や自転車などでの個人宅への訪問による認定調査等）があります。
※ 採用後、他の区役所に異動になる場合があります。

2 受験資格（年齢制限はありません。）

次の（1）から（3）の要件を満たす人

- （1）保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する人又は介護支援専門員実務研修を修了した人（令和8年7月末までに取得又は修了見込みの人を含む。）
- （2）次のいずれかに該当する人（令和8年7月末までに取得見込みの人を含む。）
- ア 日本国籍を有する人
- イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者
- （3）次のいずれにも該当しない人
- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 広島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

※ 学校卒業後就職が決まらず求職中の方も、上記の受験資格を満たす場合には、申し込むことができます。

3 試験の日時、会場、合格発表

日時	会場	合格発表
6月15日（月） 午前9時集合 （午前8時45分頃開場予定） （正午頃終了予定）	広島市役所本庁舎14階第5会議室 （中区国泰寺町一丁目6番34号）	6月22日（月） （発送予定）

- 〔注〕（1）試験当日は、筆記用具（鉛筆、消しゴム等）を持参してください。
（2）試験の結果は、合否にかかわらず受験者全員に通知します。
（3）電話、メール等での合否の問合せは受け付けません。

4 試験の内容

科目等	内 容
作 文	文章による表現力等についての筆記試験〔40分：約800字〕 (前回試験の出題テーマ： 「障害者が安心して暮らせる社会の実現のために必要だと思うこと」)
面 接	主として人物、識見等についての個別面接

5 申込手続及び受付期間

(1) 提出書類

- ア 申込書（最近3か月以内に撮影した写真（正面向き、脱帽、上半身のもの）を必ず貼ってください。）
- イ 保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、精神保健福祉士免許証いずれかの写し、介護支援専門員証の写し又は介護支援専門員実務研修修了証明書の写し（取得見込みの人を除く。）
なお、提出書類は受付後、返却しません。

(2) 提出先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課

(3) 受付期間

- 令和8年5月1日（金）から令和8年6月8日（月）まで（必着）
ただし、持参による申込みは、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで。
郵送による申込みは、6月8日（月）までに上記の提出先に到着したものに限り受け付けます。消印有効ではありませんので、気を付けてください。
なお、6月2日（火）以降に投函される場合は速達としてください。

(4) 個人情報の取扱い

申込書等に記載された個人情報については、採用選考試験及び採用に関する事務の目的にのみ使用します。

6 採 用

- (1) 採用予定日は、令和8年8月1日です。
- (2) 合格者は、採用候補者名簿（原則として令和9年3月31日まで有効）に登載し、採用される資格を取得します。

なお、合格者数は、採用予定数と辞退見込数等を基礎として決定されますので、採用予定数を若干上回ることもあり、欠員等の状況によっては、合格しても採用が予定日より遅れたり、採用されないことがあります。

※ 採用予定日に採用とならない合格者については、合格発表時にその旨を通知します。

- (3) 日本国籍を有しない人で、「永住者」若しくは「特別永住者」の在留資格又は日本国籍を取得見込みの人は、令和8年7月末までに取得できない場合は、採用される資格を失います。
- (4) 保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を取得見込み又は介護支援専門員実務研修を修了見込みの人は、令和8年7月末までに取得又は修了できない場合は、採用される資格を失います。
- (5) 採用は全て条件付で、原則として採用から1か月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

7 待遇、勤務条件等

(1) 任用期間

採用日から令和9年3月31日まで

(令和9年4月1日以後について、人事評価等に基づき、引き続き1年ごとに勤務(再度の任用)をお願いすることがあります。ただし、再度の任用は、65歳に達する日の属する年度の末日を超えては行いません。)

(2) 勤務日、勤務時間及び休憩時間等

原則として、勤務日は月曜日から金曜日までの週5日、勤務時間は下表のとおりで、週28時間45分の勤務です。

区 分	勤 務 時 間
認定調査員 (障害福祉サービス業務)	午前9時45分から午後4時30分までの5時間45分勤務(休憩時間は正午から午後1時までの1時間)

※所定労働時間を超える場合があります。

(3) 勤務を要しない日

土曜日、日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日まで及び8月6日

(4) 休暇

年次有給休暇等があります。

(5) 給与等

初任給 報酬月額 約200,000円(地域手当を含む。)

年収見込 約3,340,000円(期末手当及び勤勉手当を含む。)

このほかに交通費及び時間外勤務手当が規定に基づいて支給されます。

なお、上記金額は募集時点のものであり、給与改定等により変更となる場合があります。

(6) 加入保険等

健康保険(広島市職員共済組合)、厚生年金保険、公務災害補償制度及び雇用保険の適用があります。

(7) その他

区役所は庁舎内全面禁煙です。

8 その他、受験に際しての注意事項

(1) 受験票は送付しませんので、試験当日、直接会場にお越しください。

(2) 試験会場には駐車できませんので、車での来場はご遠慮ください。

(3) 不明な事項がある場合は、以下の問合せ先にご連絡ください(試験の内容に関わる質問にはお答えできません。)

◇ 問 合 せ 先 ◇

広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課

TEL: (082) 504-2148

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所本庁舎3階